

Tax & Management

視点

国税庁

軽減税率制度を紹介しています。

新たな経済活動に国税庁はどう対応するのか



各地で軽減税率・キャッシュレス対応推進フェア開催

経済産業省・中小企業庁は(一社)日本能率協会とともに、消費税軽減税率制度への対応やキャッシュレス化の推進に向け「軽減税率・キャッシュレス対応推進フェア」を全国8会場で開催。6月4・5日は東京都千代田区の東京国際フォーラムで開催

され、国税庁が出演したブースでは無料相談などを行ったほか、メインステージでは国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室の田代浩課長補佐が軽減税率制度について説明を行うなどした。



税経

zeikei-news.co.jp

月一連載 “新”事業承継税制 適用のポイント
税理士 深代勝美

税経相談室 税理士 杉尾充茂・松浦真義
好評企画 企業法務の実務 弁護士・木島康雄

No.2031

令和元年6月21日号

“新”事業承継税制 適用のポイント

—第3回—

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

9 適用が受けられる会社の要件

(1) 中小企業であること

中小企業基本法及び政令によって以下

【表1】の会社が納税猶予の適用対象となります。

この表の見方は、資本金又は従業員数のいずれか一方に該当すれば適用されます。

例えば、卸売業であれば、①資本金が1億円で従業員が200人であっても、②逆に資本金が2億円であっても従業員が100人であれば適用されます。

よく、この基準に該当しない場合にどうすれば良いかと聞かれます。その時には、従業員を減らすのは難しいことですが資本金の減資は可能なケースが多いので、減資を検討したらいかがですかと申しあげています。

(2) 会社法上の会社のみが対象

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社は対象になりますが、税理士法人などの士業法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人などは会社でないので対象外です。また、外国の会社

は、円滑化法の対象となる中小企業者ではありません。

(3) 適用対象外の会社

- ① 上場会社
- ② 性風俗営業会社(バー、カラオケ、キャバレーなどはOK)
- ③ 資産保有型会社(自ら使用していない不動産(賃貸用)・有価証券・現金預金等が70%以上ある会社)
- ④ 資産運用型会社(特定の資産の運用収入が75%以上の会社)
- ⑤ 直前事業年度以降の各事業年度の総収入額がゼロである会社
※ 総収入額には、営業外収益・特別利益を含みません。
- ⑥ 常時使用する従業員の数がゼロである会社
※ 従業員には、役員は該当しません。兼務役員と生計一親族従業員はOK。
- ⑦ 特別子会社が外国会社の場合には、常時使用する従業員が5人以上いない会社
- ⑧ 特定特別子会社が上場会社、性風俗営業会社又は大会社である会社
- ⑨ 後継者以外の株主に拒否権付株式(黄

【表1】中小企業に該当する会社

	資本金 又は 3億円以下	常時使用従業員数 900人以下 300人以下
ゴム製品製造業(自動車タイヤ製造業等を除く)		
製造業、建設業、運輸業、その他		
ソフトウェア・情報処理サービス業		
卸売業	1億円以下	100人以下
旅館業		200人以下
サービス業		100人以下
小売業		50人以下